

平成28年第2回定例会12月議会提出議案概要書(2)

議 案 目 録

- 議案第118号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第119号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額、扶養手当の額及び勤勉手当の支給率等を改定するとともに、国公準拠を基本とした給与水準の適正化を図るため、定期昇給を停止又は半減する措置を講じようとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 明石市職員退職手当条例

(2) 給料表の改定（給料水準を平均0.2%引上げ）

(3) 勤勉手当の支給率の引上げ

- ア 平成28年度12月期
(現行) 100分の80 → (改正) 100分の90
- イ 平成29年度6月期以降
(現行) 100分の90 → (改正) 100分の85

(4) 扶養手当の見直し

配偶者の手当額を減額し、子の手当額を引き上げる。

- ア 配偶者の手当額
(現行) 13,000円 → (改正) 6,500円
- イ 子の手当額
(現行) 6,500円 → (改正) 10,000円

(5) 平成29年1月1日における定期昇給の停止又は半減

(6) 雇用保険法の一部改正に伴う退職手当に係る所要の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(2)は平成28年4月1日から、2の(3)アは平成28年12月1日から適用する。ただし、2の(6)は平成29年1月1日から、2の(3)イ及び(4)は平成29年4月1日から施行する。

議案第 1 1 9 号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の引上げ

(1) 平成 2 8 年度 1 2 月期

(現行) 1 0 0 分の 2 1 5 → (改正) 1 0 0 分の 2 2 5

(2) 平成 2 9 年度以降

ア 6 月期

(現行) 1 0 0 分の 2 0 0 → (改正) 1 0 0 分の 2 0 5

イ 1 2 月期

(現行) 1 0 0 分の 2 2 5 → (改正) 1 0 0 分の 2 2 0

3 施行期日

公布の日から施行し、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、2
の(2)は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。